

姫路獨協大学全学共通科目履修規程

(平成13年3月15日制定)

改正	平成14年	3月14日
	平成14年	3月20日
	平成17年	3月22日
	平成18年	4月20日
	平成19年	2月15日
	平成21年	2月19日
	平成21年	11月30日
	平成22年	3月18日
	平成23年	3月17日
	平成24年	3月15日
	平成25年	3月28日
	平成26年	3月27日
	平成26年	7月24日
	平成28年	9月21日

姫路獨協大学一般教育履修規程（昭和62年4月16日制定）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路獨協大学学則（以下「学則」という。）に基づき、全学共通科目の授業科目、履修方法及び試験等について必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の種類及び単位)

第2条 全学共通科目の授業科目の名称、区分及びその単位数は、学則の定めるところによる。

(履修要件)

第3条 全学共通科目において修得すべき授業科目及び単位数は、別に定める。

(授業科目の履修)

第4条 学生は、履修する授業科目につき、学期の初めの指定の期日までに所定の履修届を所属学部長に提出しなければならない。

(単位の授与)

第5条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(試験)

第6条 試験は、各授業科目について、その授業の終了する学期又は学年末に行う。

2 前項の試験は、その授業のある学期又は学年中に随時行う考査その他をもって替えることができる。

3 試験を受けようとする学生は、指定の期日までに所定の受験届を所属学部長に提出し

なければならない。

- 4 学生は、別に定めるところにより、試験を欠席したときは追試験を、不合格になったときは再試験を受験することができる。

(成績)

- 第7条 成績は、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)、不可(60点未満)とし、可以上をもって合格とする。

(科目等履修生)

- 第8条 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(雑則)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会で定める。

附 則 (平成13年 規程第14号)

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度入学者、平成11年度入学者、平成10年度以前の入学者については、改正後の別表の規定にかかわらず、同表中、社会特別講義Ⅰ、社会特別講義Ⅱ、社会特別講義Ⅲ及び社会特別実習の授業科目に係る規定を除き、なおそれぞれ従前の例による。

附 則 (平成14年 規程第13号)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度入学者については、改正後の別表の規定にかかわらず、同表中、宗教学Ⅰ及び宗教学Ⅱの授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。
- 3 平成12年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年 規程第16号)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度入学者、平成11年度入学者、平成10年度以前の入学者については、改正後の別表の規定にかかわらず、同表中、公務特別講義の授業科目に係る規定を除き、なおそれぞれ従前の例による。

附 則 (平成17年 規程第9号)

- この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則 (平成18年 規程第13号)

- 1 この規程は、平成18年4月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 平成17年度入学者については、改正後の別表の規定にかかわらず、同表中、観光学、特別講義、フランス語表現研究Ⅰ、フランス語表現研究Ⅱ、スペイン語表現研究Ⅰ、ス

ペイン語表現研究Ⅱ及び韓国語表現研究の授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成19年 規程第6号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則（平成21年 規程第6号）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者については、別表（外国語学部・法学部・経済情報学部）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年 規程第23号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 規程第13号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則（平成23年 規程第9号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則（平成24年 規程第4号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則（平成25年 規程第6号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則（平成26年 規程第9号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、改正後の別表（外国語学部・法学部・経済情報学部）の自然・環境科学の授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成26年 規程第16号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 規程第16号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 規程第 19 号）

この規程は、平成 28 年 9 月 21 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。